

## 横浜市要介護認定及び要支援認定に係る情報提供取扱要綱

制定 平成11年10月1日 福介第 393号 (局長決裁)

最近改正 令和5年4月1日 健介保第2514号 (局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント（以下「介護サービス計画等」という。）の作成等介護保険事業の適切な運営を目的として、横浜市が行う要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る情報提供について必要な事項を定めるものとする。

### (情報提供)

第2条 本要綱において情報提供とは、介護サービス計画等の作成又は介護報酬の請求に当たり必要とする当該被保険者（以下「本人」という。）の要介護認定等の情報を横浜市が提供することをいう。

2 情報提供に当たっては事前に本人の同意を得なければならない。この場合において、本人の同意は介護保険（要介護・要支援）認定申請書の同意欄で確認する。

3 本要綱において提供する要介護認定等の情報は、要介護認定時及び情報提供申込の時点で生存する本人のものでなければならない。ただし、生前の本人の同意に基づき、本人の相続人（以下「相続人」という。）の意向を受けた介護報酬の請求を目的とする場合に限り、死者の情報であっても例外的に提供することができる。

### (情報提供対象)

第3条 本要綱に基づき提供する情報は次のとおりとする。

- (1) 認定調査票（概況調査）
- (2) 認定調査票（特記事項）
- (3) 介護認定審査会資料（コンピュータにより出力された、基本調査結果の分かるもの）
- (4) 主治医意見書

2 前項第4号に規定する主治医意見書に係る情報提供については、当該主治医意見書を作成した医師の同意を要する。この場合において、当該主治医意見書を作成した医師の同意は、主治医意見書における介護サービス計画作成等に利用されることの同意欄において確認する。

3 訪問介護事業者への情報提供については、第1項第4号に規定する主治医意見書に限る。ただし、主治医意見書に「認知症高齢者の日常生活自立度」の記載がない場合又は主治医意見書を記載した医師の意見により当該項目を非開示とする場合は、第1項第3号に規定する介護認定審査会資料の認知症高齢者の日常生活自立度欄を提供する。

(情報提供対象者)

第4条 情報提供の対象者は、次のとおりとする。

本人と居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、施設サービス、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は訪問介護（以下「居宅介護支援等」という。）の提供に係る契約を締結している又は予定している地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者などの各施設・事業所（以下「提供先事業者」という。）。

(申込みの手続き)

第5条 情報提供を受けようとする者（「以下「情報提供申込者」という。」は、要介護認定等に係る情報提供申込書（別紙様式。以下「情報提供申込書」という。）を提出するものとする。

- 2 情報提供申込者は、提供先事業者及びその職員であることを証する書類（以下「申込者確認書類」という。）を提示するものとする。
- 3 情報提供申込者は、本人との契約関係又は契約を予定していることが明らかになる書類（以下「契約関係書類」という。）を提示するものとする。
- 4 情報提供申込者は、本人の要介護認定等を行った区の区長に対して申込を行う。この場合において、申込書の提出窓口は、高齢・障害支援課とする。
- 5 情報提供申込者は、第2項により提示する申込者確認書類又は第3項により提示する契約関係書類を区役所において複写することに同意するものとする。

(写しの交付)

第6条 前条第1項により申込を受けた区長は、本人が申請してから認定通知書が本人又は相続人に到達するまでの期間に申込がなされた場合又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに、申込みに係る資料の写しを交付するものとする。

- 2 区長は、前条第2項に基づいて提示される申込者確認書類又は前条第3項に基づいて提示される契約関係書類を複写し、申込書とともに保存するものとする。但し、本人と提供先事業者との居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届が、事前に区役所に提出されている場合は省略することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、速やかに申込に係る資料の写しを交付できない場合は、交付日を申込者に明示し、明示した日以降に交付するものとする。なお、交付日は、特段の事由がない限り申込日より1週間以内とするものとする。
- 4 第1項の交付は情報提供申込者が希望する場合は、郵送によることができる。なお、郵

送による場合は、原則として簡易書留郵便とし、情報提供申込者宛の親展とする。

- 5 第1項に基づく写しの部数は、同一の申込者につき1部に限るものとする。
- 6 情報提供は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、区役所において認定が行われ、認定通知書が本人又は相続人に到達した後に行うことができる。
- 7 情報提供の申込は、当該認定の有効期間終了後は行うことができない。ただし、本人が市外転出した場合に限り、横浜市の認定結果に基づき転出先市町村が行った認定の有効期間内も、原則として生存する本人の情報について申し込むことができる。

(情報提供を受けた者の遵守事項)

第7条 情報提供により情報の提供を受けた者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。また、情報提供を受けた者の属する提供先事業者の代表者は、自らの職員又は職員であった者が、次の各号の事項を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。

- (1) 情報提供された資料に係る情報を本人の介護サービス計画等の作成及び介護報酬の請求以外の目的に使用しないこと。また、それらの目的以外で外部に資料(それを複写し、又は複製したものを含む。)を提出又は共有しないこと。
- (2) 情報提供された資料をサービス担当者会議等(以下「担当者会議」という。)において用いる場合は、予め本人の同意を文書により得ておくこと。なお、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び小規模多機能型居宅介護事業者においては、必要性を十分検討の上、担当者会議で主治医意見書を用いることができるが、予め当該意見書を作成した医師に提供可能な情報の範囲及び提供方法等について確認しておくこと。また、使用された全ての情報提供された資料(それを複写し、又は複製したものを含む。)については、担当者会議終了後、速やかに提供先事業者にて回収すること。
- (3) 交付された写しを厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めること。交付された写しを紛失又は破損した場合は、直ちに交付を受けた区役所に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 本人との居宅介護支援等の提供に係る契約関係が終了したときは、原則として、速やかに、契約関係が終了したため情報提供の必要がなくなった旨の文書を区役所に提出すること。(本人から契約関係の終了について届け出(居宅・介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント廃止届)があった場合においては、その限りではない。)また、区役所から情報提供された資料(それを複写し、又は複製したものを含む。)を交付の受けた区役所に返還すること。
- (5) 当該区役所から交付された写しの提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

(遵守事項違反に対する措置)

第8条 区長は、本要綱に基づき情報提供を受けた情報提供申込者及び当該提供先事業者

の職員又は職員であった者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、その後の当該提供先事業者に対する情報提供を拒否できるものとする。

(費用)

第9条 本要綱に基づく情報提供に関する手数料は徴収しない。

2 第6条第4項により郵送する場合は、申込者はそれに要する実費を負担するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本要綱に基づく情報提供の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、従前の要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、従前の要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。